

## 授業料の負担を減らす制度、奨学金及び給付金一覧

	制度名	1～3年	4～5年	専攻科	内容
授業料の負担を減らす制度	1 【国】高等学校等就学支援金 ※2	○			入学後在籍36か月まで対象。支援金は学生に代わって学校が受け取り、授業料の全額又は半額程度に充当。
	2 【都】給付型奨学金 (授業料軽減制度及び選択的学習活動支援制度)	○ 都内在住者			入学後在籍36か月までの都内在住者対象。支援金は学生に代わって学校が受け取り、就学支援金とともに授業料に充当。
	3 【都】多子世帯支援制度	○ 都内在住者			入学後在籍36か月までの都内在住者対象。支援金は学生に代わって学校が受け取り、授業料に充当。
	4 【国】高等教育の修学支援新制度 (【日本学生支援機構】給付奨学金に付帯する授業料減額・免除制度)		○	○	本科4年生以上の給付奨学生が対象。授業料減免分は学生に代わって学校が受け取り授業料に充当。
	5 【本校】授業料減額・免除制度	○ 家計急変者	○	○	授業料の全額または半額を免除。
奨学金 ※1	6 【日本学生支援機構】貸与奨学金 第一種(無利子)	○	○	○	月々振込まれる奨学金は返済義務あり。無利子。
	7 【日本学生支援機構】貸与奨学金 第二種(有利子)		○	○	月々振込まれる奨学金は返済義務あり。有利子。
	8 【日本学生支援機構】給付奨学金		○	○	本科4年生以上が対象。月々振込まれる奨学金は返済不要。
	9 【都】東京都育英資金	○ 都内在住者	○ 都内在住者		都内在住者対象。月々振込まれる奨学金は返済義務あり。無利子。
給付金	10 【都道府県】奨学のための給付金	○			本校での取扱いは都内在住者のみ対象。都外在住者は各自道府県に申請。

※1 学校で斡旋しているのは、日本学生支援機構及び東京都育英資金の2組織4制度。そのほか民間育英団体の奨学金等は、各自申請。

※2 産技高専入学前に高等学校等を中途退学し、高等学校等就学支援金支給期間(36か月)経過した者は、国の制度「学び直し支援金」が利用可能。